

## 日中戦争期における 中国海関総稅務司岸本広吉

張 志 雲  
姜 水 謠

### はじめに

ここ十数年来、「ハート研究プロジェクト」<sup>(1)</sup>が終了した後、しばらく低迷していた中国海関史研究は歴史学界で再び注目を集めるようになって来ている。ヴァン・デ・ヴェン (Hans van de Ven) とビッカーズ (Robert Bickers) の協同のもと<sup>(2)</sup>、海関史研究が掘り下げられて来た。中国では陳詩啓の門下生<sup>(3)</sup>のほか、呉松弟による海関資料の再整理などがあり<sup>(4)</sup>、以上のような研究成果を濱下武志は「第二代海関史研究」と呼んでいる<sup>(5)</sup>。この「第二代海関史研究」ではまだ十分に明らかにされていない点もあり、日本人関員<sup>(6)</sup>の研究がそれである。

日本人関員は中国海関史と近代中国史において看過できない存在である。日露戦争後、ハートは日本人関員を東北海関に大量に募り、そこで鍛えられた日本人稅務司たちは後に皆中国海関の要職に就いていた。總稅務司岸本広吉<sup>(7)</sup>、大連関稅務司福本順三郎、江海関稅務司赤谷由助らはその好例である。その上、大学や専門学校出身者が多い日本人関員の素質は他国の関員らをはるかに凌いでいた<sup>(8)</sup>。なお、日本人関員の等級と人数は、日本の近代中国における勢力の消長を示す優れた指標でもあった<sup>(9)</sup>。日中戦争期において、岸本広吉をはじめとする日本人関員はさらに重要な役割を果たし、各地の海関と現地日本軍との間の橋渡し役を担い、華北・華中・華南で様々な課題に対処し、中国海関の機能を維持させ続けた。

日本人関員に関する研究史を概観すると、西洋の学界ではクリフォー

ド (N. Clifford) が最初に岸本広吉を評し、「総務司署と日本当局との間で、一種の非公式な仲介者としての役割を果たした」<sup>(10)</sup>と述べる。ビッカーズは日英同盟期において日本人関員が中国海関の中でいかに台頭したかのを究明した<sup>(11)</sup>。中国の歴史学界においては、陳詩啓の『中国近代海関史』<sup>(12)</sup>は岸本について触れておらず、他の学者たちも英米の総務司について研究したのみである<sup>(13)</sup>。唯一孫修福は著書で1941年から1945年までの間、岸本が中国人関員の生計の維持や中国海関の存続に尽力したと記述しているが、日本人関員と岸本の総務司署に対し、かなり否定的な評価を下している<sup>(14)</sup>。日本の歴史学界における日本人関員を扱った重要な論著について、飯島渉<sup>(15)</sup>や久保亨<sup>(16)</sup>の研究が挙げられるが、日本人関員について新たな研究を展開しているわけではない。なお、吉井文美<sup>(17)</sup>は日中戦争期の日本の海関政策、日本と海関の間で展開された攻防について人事問題を中心に論じたが、太平洋戦争開戦以降の状況が課題として残され、岸本広吉の活動についても検討されていない。

総じて言えば、西洋の研究者はヨーロッパの視点からの海関の役割を重視し、英中・英日関係に注目している。そして、中国の学者はイデオロギー面の制約から日本人関員の中国海関に対する貢献について冷静かつ詳細に論じることができていない。一方、日本の歴史学界において、日本人関員の研究は初歩的な段階にとどまっているのである。これまでいくつかの事情によって進んでこなかった日本人関員についての研究を推進し、日中関係が最も悪化した時期に彼らが果たした役割を解明することで、中国海関のコスモポリタリズム<sup>(18)</sup>が中国の国際金融市場における信用の維持や国際強権の干渉に対する抵抗がいかに貢献したのかを理解できるものと思われる。また、中国の各地（華北、華中、華南）で汪精衛政権が直面した困難とその制圧のしかたは、各地海関における日本人関員の活動が反映されたものととらえられるため、日本人関員についての研究は汪精衛政権史研究にも不可欠な一環と言えよう。

以上の先行研究を踏まえて、本稿は主に南京の中国第二歴史檔案館の公開資料と、ロンドン大学東洋アフリカ研究学院 (SOAS) 所蔵“Sir Frederick Maze Papers”の中の1937年から1941年までの岸本広吉に関する資料、さらに広東省檔案館所蔵の岸本広吉の総稅務司時代における華南の各關稅務司との間で交わされた電報や秘密文書を用いて<sup>(19)</sup>、日中戦争期における岸本広吉を中心とした中国海關全体の状況について叙述する。

### 1. 日中戦争勃発後の岸本広吉 (1937—1941)

日中戦争勃発後、英籍海關總稅務司メーズは、国民政府に随って上海から移転することはせず、海關が伝統的な中立政策を保持し、依然として全中国(東北を除く)の海關を統括している旨を宣言した。上海という孤島の中で1937年から1941年の最も困難な時期を乗り越える中で、英国人總稅務司メーズと日本人總稅務科稅務司岸本広吉の間に緊密な協力関係が築かれたことは、中国の海關が生き残る上での重要な条件であった。

この時期において岸本広吉をはじめとする日本人関員は、すでに中国海關と日本当局との間の緩衝、そして「ある種の非公式な媒介者」<sup>(20)</sup>となっていた。例えば、天津海關常務稅務司の赤谷由助は、天津地区の「非公式な媒介者」であった。1938年に英日関稅協定が議定された後、英国人稅務司のマイヤーズ (Myers) は、「赤谷由助は私の代理で、関稅が直ちに正金銀行に預け入れられているかを監督することになる。私はすでに、必要な措置をとることのできる権限を彼に授けることで、これらの稅金に対し適当な審査を行えるようにした」<sup>(21)</sup>。このような形の協力は津海關、江海關や厦門關など日本軍占領地域の地方海關においても広範に行われ、津海關の稅務司マイヤーズ (1904-1950年。括弧内は海關での勤務期間、以下同じ) の補佐役が、その後常務稅務司の石井孝助 (1915-1945年) に、江海關稅務司ローフォード (L. H. Lawford) の補佐役は、稅務司の赤松由助 (1907-1942年) と行政稅務司の根岸欣三

(1926-1945年)に、厦門関税務司卓爾敦 (K. E. Jordan) の助手は、吉田五郎になった<sup>(22)</sup>。

こうした日本人関員の重要性に鑑み、岸本広吉は1940年2月の時点で勤続35年に達していて、海関の規定では退職することになっていたが、メーズは「〔岸本の〕退職案をしばらく見合わせることに」<sup>(23)</sup>した。このときは汪精衛政府がまもなく成立する時点でもあり、岸本はメーズに、

汪精衛の新政府は、おそらくメーズ氏を彼らの総税務司に任命すると同時に、海関の分裂を避けるため、重慶政府の総税務司も続けさせ、重慶政府の非占領地域の海関行政を担わせると考えられます。もし、メーズ氏がこの任命を拒否すれば、新政府は威信を保つために、彼ら自身の総税務司を選ばざるを得なくなるでしょう。しかし、もし氏がこの任命を受ければ、重慶政府もまた彼を免職し、新しい総税務司を派遣するでしょう。……上述した二種類の状況は、どちらにせよ海関の分裂をもたらし、外国の利益に損害を与えるものです。……こうした結果を避けるため、総税務司は、新政府の任命を受け入れず、また、拒絶もしないという立場を示す必要があります。……新政府が監督を通して海関に突きつける要求は、およそ同政府の立場から見て理にかなったことであるなら、不可抗力を口実に、その通りに処理することを占領地域の各海関の税務司に許可しなければなりません<sup>(24)</sup>。

と報告し、中国海関の保全を図るため、汪政府と事実上の協力関係を築く必要性を力説した。メーズは岸本のこの意見を受け入れた。汪政府の財政部長周仏海が就任後に発した第2号の命令は、メーズが「留任」し、「全国〔重慶政府を含む〕の海関税務司の任務執行を指揮すべき」<sup>(25)</sup>という内容だった。周仏海にとっての当面の急務は、汪政府の財政収入を増やすことであった<sup>(26)</sup>。もし煙草税と砂糖税の徴収をメーズに委託すれば、中国海関は全中国の税収を増加させ得るが<sup>(27)</sup>、彼を更迭した場合、汪政府の財政に要らざる動揺をもたらす可能性を否定

できなかつた。

メーズと岸本という英日コンビによる海関行政の融通性は、汪精衛政府における海関の地位を安定させた。だが、1941年12月8日に真珠湾攻撃が勃発し、2日後、メーズは免職され、岸本広吉が総稅務司職を引き継いだ<sup>(28)</sup>。岸本は関員にむけて「私は、関員の諸君がこれまでと同様に、海関独特の、効率的かつ廉潔で忠実な勤務を維持してくれると信じている」<sup>(29)</sup>と発言した。さらに、岸本は周仏海と関務署長の張素民に向けて上申書を提出し、海関の独立行政の伝統を存続させるよう求めた<sup>(30)</sup>。

## 2. 総稅務司時代の岸本広吉（1942-1945）

### （1）総稅務司署の改組

太平洋戦争が勃発すると、221名の英米籍関員が解雇され、海関の管理という面で岸本広吉にとっての大きな痛手となった。この時、日本軍は台湾と日本から大量の関員を中国海関に派遣し、日本政府は大学新卒者の他、外務省と陸・海軍省からも有能で経験豊富な官吏を派遣した。日本人関員の配置が終わった後、岸本の当面の急務となったのは中国人関員を味方に引き入れることであった。彼は片腕となる中国人関員を一人見つける必要があった。第一の候補が漢文処長の丁貴堂だったが、丁は総務処長への就任を拒み<sup>(31)</sup>、さらに1943年3月に重慶に脱出して、重慶総稅務司署から総務科稅務司に任命された<sup>(32)</sup>。海関キャリアが丁貴堂に次いで長い中国人関員は、人事処長の裘倬其であった。裘は岸本の条件を受け入れて財政処長に就任し、岸本の「片腕にして首席参謀」となって、「常に関員の福利を最重要視し、その外交手腕によって、関員たちは物価が高騰する中でも生計を維持することが出来た」<sup>(33)</sup>。

1942年8月、岸本は上海総稅務司署と地方関稅稅務司の改組を成し遂げ、中国籍と非同盟国籍の関員全員を留任させた。岸本は、重慶總稅務司署が管理する海関を排除し、青島関、蘇州関、福海関、浙江関、

拱北関、九龍関、杭州関、鎮江関、さらに稅務専門學校とロンドン弁事處を廢止した<sup>(34)</sup>。その後、汪政府の方針の下で滿洲国との「貿易は對外貿易に変わり……その他の海関行政上においても、滿洲国を獨立国と見なす」<sup>(35)</sup>ことを正式に承認した。これらの改革は1937年以前の海関体制を汪政府の實際の勢力範囲に合わせて調整したものに過ぎなかった。

岸本は海関の団結を高めるため、「全海関本位主義」という言葉を考案した。汪精衛宛の書簡の中で岸本は、「全海関本位主義」の意味するところについて次のように明らかにしている。

即ち各地海関稅務司ニ於テハ、地方的見地ヨリ事物ヲ判断セズ、全海関ノ立地ヨリ判断スル事、又関員各自ニアリテハ、旧時代ノ自由思想ニ捉ハレテ、個人個人ノ權益□□之主張スルト見ラルルガ如キ態度ヲ一擲シ海関ニ於ケル自己ノ職務ヲ通ジテ上述ノ大目標ニ邁進スル覚悟ヲ固ム可キ事ニ有之候<sup>(36)</sup>。

全海関本位主義の提唱は、岸本広吉による海関体制の改組が、その実は革命に近いものであったことを表していた。改組の目的は、海関の元々の人事制度を徹底的に変革することにあつたが、その中で最も代表的なのは、全く新しい官職の命名法を定めたことである<sup>(37)</sup>。

海関の職員リスト (*Service List*) は、1875年に編纂された第1期のリスト以来、官位順に記されてきた。すなわち、Commissioner, Deputy Commissioner, First Assistant A, First Assistant Bといった順で、以下続いている<sup>(38)</sup>。そして、それぞれのポストは、関員の氏名の後につけられた脚注の中で説明されている。たとえば1940年の*Service List*では、Kishimoto, H. の後に、脚注でChief Secretaryと記してある。しかし、岸本広吉は1942年以後、この67年間続いた編纂形式をとりやめ、官位順ではなく、ポストの順に名前を記すよう改めている。各処科長は人数が固定され、責任を負う関員も固定されていたから、関員の官位は副次的な情報になっていた。この新しい命名法は分かりやすく、混同を防ぐものであった。

さらに、岸本は「内班」と「外班」という官職名を廃止した。そこには、深い意味が内包されていた。それは、19世紀から残された海関の内外班の問題と、その裏に隠された中国籍と西洋籍の関員の問題である。メーズの時代、徴税項（Revenue Department）は内班と外班に分かれ、内班は文書管理職、外班は労務執行職であり、内班の大半は西洋人、外班の大半は中国人だった。外班は待遇面で内班より遥かに劣っていたので、中国人関員たちは平素からこの内外班人事システムを嫌っていた。1927年3月、江海関の広東省籍関員は各省の関員を一致団結させ、「権利の向上、待遇の改良、関税自主権の回復」をスローガンとする「全国海関外班華員倶楽部」総部を上海で発足させた<sup>(39)</sup>。1928年4月、外班華員倶楽部総部代表団は各地の倶楽部と協力し、江海関稅務司メーズに「中外職員待遇を均等にすべき」など五項目の要求を提出していた<sup>(40)</sup>。職員待遇の中外格差是正に関する中国人関員のこのような持続的な運動を背景に、1935年に丁貴堂が人事制度の改革を提案した。その提案の中の「欧米の税関行政視察報告〔考察欧美関政報告〕」には、「多くの事例において、外班関員の仕事は内班よりも重要である」、「過去数十年にわたって、多くの新卒大学生が外班の仕事に参加して来たが、彼らの学力知識は決して内班の職員に劣るものではない。したがって、総稅務司署は、こうした内外班関員間の不平等待遇をこれ以上許容してはならない」、その上、「高位にある内班の関員も、外班で若干の期間訓練を受けるべきであり、それでこそ仕事も順調に遂行出来るようになる」<sup>(41)</sup>と書かれていた。

提案が行われた1935年当時の段階では、この建議はメーズによって否決された<sup>(42)</sup>。しかし、岸本が総稅務司に就任すると、彼は賛否の表明を控えていたそれまでの立場を棄て、丁貴堂の1935年の主張を実行に移した。彼は、次のように述べている。

「内班」と「外班」は、何年も前から、そのいかなる存在理由（raison d'être）も失われていた。近年、関務と人員の専門化という傾向の下、職務内容をよりの確に表した役職名をつけることが絶対的に

必要になっている。こうした必要性に対処するため、私は官職名を改め、「内班」は「行政人員」(Administrative Staff)に、「外班」は「監察人員」(Executive Staff)と「估驗人員」(Appraising and Examination Staff)にする。「估驗人員」は、特別〔退職後再雇用された〕関員と驗估、驗貨等を任務とする関員全てを含む。(中略) 估驗人員が負担する業務は日増しに増加しているので、總監査官 (Senior Chief Tidesurveyor) と総鑑定官 (Senior Chief Appraiser) の二つのポストを設置する。最後に強調しなければならないのは、驗估と驗貨の幹部関員を副稅務司級に昇格させるという元々の〔メーズが制定した〕やり方は、完全に失敗だったということである。新しい人事体制では、總監査官と総鑑定官が副稅務司級の待遇となる<sup>(43)</sup>。

岸本の改革は、間違いもなく理にかなったものであった。岸本が總監査官 (監察人員の最高層) と総鑑定官 (估驗人員の最高層) を設置した後、外班の熟練した関員たちの地位と待遇は見事に向上した。しかし、岸本はほどなくして、総鑑定官が驗估と驗貨の関員を管理するという方法は、各海関の管理上の問題を引き起こすことに気付き、驗貨の関員を監察人員の中に戻した。そのため、「監察人員」は、「監察及び驗貨人員」となった。

上述したことの他、中国人関員と西洋人関員の扱いを同等にするという問題についても、岸本は形式の面で尽力した。例えば、各海関の事務室に掛けられていたハートの肖像は、海関における西洋の影響を暗示するものであったため取り外し、孫文の肖像に代えるよう命令を出している<sup>(44)</sup>。

しかし、もう一方では、岸本は海関における日本支配の強化にも乗り出した。海関業務で使用される言語は、1854年以来英語であった。だが、岸本は1942年3月に、「文書においても、日本語を公用語としなければならない」<sup>(45)</sup>との命令を下し、また、日本語試験の合格者のみに昇給や昇進の機会を与えることとした<sup>(46)</sup>。1943年8月には再度総稅務司署に対し、「本署の訓令や指令に英語を使用していた従来のやり方

を一律に廃止し、以後、命令文の本文は中日両国の言語を使用することとするように」<sup>(47)</sup>との命令を出している。このほか、岸本広吉は関員全員の給与を一律に日本円で支給した。それは中国人関員と西洋人関員との間の給与の格差を縮小するものだった。なぜなら、西洋人関員の給与の半分は関平銀と法幣、半分はポンドによって払われ、一定の為替レート（関平銀1両が1シリング2.25ペンス）に固定されていた<sup>(48)</sup>。日中戦争の勃発後、法幣の価値が大幅に減少したが、英貨配当のレートは変わらなかったため、中国人関員と西洋人関員間の給与の差額が、元来設計されていた25%から30%の間を大きく上回り、二～三倍にまで拡大してしまったのである。つまり、岸本広吉の改革の中には、日本による支配の強化が不可避的に存在したが、中国人関員を保護しようという彼の意志も含まれていたのである。

## （2）地方海関の問題

汪精衛政府の統治権の性質は華北、華中と華南地区でそれぞれ異なっており、岸本広吉の海関にもまたそれぞれ異なった影響を及ぼした。

華北では、岸本広吉が直面していた海関の問題は、汪政府と華北政務委員会との間のゆるやかな主従関係に起因した。汪政府は、実際は二つの協力政府（華中の維新政府と華北の臨時政府）のゆるやかな結合に過ぎなかった。華北の中華民国臨時政府は、1940年の南京汪政府成立後、華北政務委員会へと改組されたが、汪政府の華北政務委員会に対する統制力は弱かった。華北政務委員会が任命して派遣した海関監督の華北海関に対するペテンや暴力は、華北海関にとって最大の妨げとなっていた。華北政務委員会の海関監督を管轄する部門は財務総署であり、汪政府の関務署ではなかった。財務総署管轄下の海関監督は様々な形で利益をかすめ取ろうとし、たとえば津海関の監督は「関税免除手形（Duty Exemption Huchao）発給の権利」を利用し、「数えきれないほどの手形を発給」して、甚だしきに至っては、「その権利を譲渡して」暴利をむさぼった<sup>(49)</sup>。膠海関監督は、「華北政務委員会がその傑出し

た貢献に対する褒賞として600元を増俸するが、膠閩稅務司がその分の支出を負担しなくてはならない<sup>(50)</sup>と声明した。また、同監督が「自動車を修理しなければならないので、財務總署が青島閩に対し、連合銀行準備券239.9元を支払うよう要求した」<sup>(51)</sup>。東海閩長稅務司の報告にも、「津海閩稅務司が告げるには、華北政務委員會の津海閩監督が、津海閩および東海閩、威海衛分閩に対して、3月の海閩罰金の15%を津海閩監督に譲渡するよう要求した」<sup>(52)</sup>とある。

海閩監督のこうした嫌がらせは確かに苛立たしいものだったが、岸本広吉にとって本当に深刻な問題は、やはり華北政務委員會がほとんど半独立の自治権を持っていたことだった。津海閩長の黒沢二郎は、岸本に次のように報告している。「華北政務委員會が手配した一連の訪問行程では、閩稅、金融およびその他の戦時經濟に関わる問題を全て学んだ上で、いくつかのデータを提供するようにとの要求があった。しかし、一部の特別な報告表については、私はそれを提供することは出来ないと述べた。こうした状況の中、華北政務委員會は、現行の海閩体制を主導し、維持したいと望むだろう。それゆえ私は、過去に上海で貿易統計のデータを統一的に処理して来た方法は、すでに通用しなくなったと考える」<sup>(53)</sup>。より深刻な問題として、華北政務委員會と蒙疆連合自治政府が「日用品交換免稅協定」を締結したことがある。黒沢二郎は、協定締結が「天津海閩と秦皇島閩に深刻な影響を与え、海閩の地位を跡形もなく消し去ってしまう」<sup>(54)</sup>と考えていた。

これら二つのケースは、いずれも海閩の元来の行政様式を損なうものだった。總稅務司統計署は、全国の貿易データの統計を編纂する部門であり、また、腐敗防止を監督する重要な機構だった（統計処によってデータが計算・編纂されるため、各地方は、海閩稅収に細工を加えることが出来ない）。しかし、華北政務委員會が華北海閩の貿易報告表を取得し、自らデータの編纂をしようとするのは、利益をむさぼる意図によるものとはいえ、海閩に対する統制を強めるためである。より問題が深刻だったのは、上述したように華北政務委員會が蒙疆連合自治政府と免

税協定を締結したことであった。なぜなら、華北政務委員会と蒙疆連合自治政府は名目上はいずれも汪政府の管轄下にあるにもかかわらず、協定の締結は、華北と蒙疆を事実上独立自治の地位におくもので、汪精衛本人でさえ関与することが出来なかったからである。まして、岸本広吉にそのような力がなかったことは言うまでもない。

華南地区では、岸本はまた違う性質の問題に直面していた。華南は、太平洋戦争勃発後、実際に戦闘が行われた地域だった。広州は日本陸・海軍が南方作戦を実施する上での重要な前進基地だったので、華南海関の中心たる粵海関も直接的な影響を受けていた。1942年5月にビルマが陥落する前、華南沿海地区は常に第23軍の厳格な監視と統制の下にあり、岸本広吉は、日本軍憲と海関の間で発生した数多くの衝突事件を処理し、また、南方作戦終了後の貿易再建問題にあたることを余儀なくされた。日本陸軍は、華南地域において占領権を行使する際に、日本人海関長の意見を全く聞き入れなかったのである。瓊州海関長の原俊雄は、「真珠湾攻撃が情勢全体を変えた。日本軍のスポークスマンは、全ての海関財産は敵方の財産であり、日本軍によって管理される必要があると発表した」<sup>(55)</sup>と報告している。

英米籍の関員が全員免職された結果、粵海関も同様に人手不足に陥っていた。だが、総稅務司署と異なり、地方海関では、日本人関員が軍の徴兵令を受ける可能性があった。しかも、日本政府は経験豊富な関員を総稅務司署には派遣したが、地方海関には送らなかったのである。そのため、各地の海関は、メーズが1937年以後に募集した日本人の等級外の幫弁の中から、経験豊富な関員を抜擢することとなった。関員を大量に抜擢したことで、当然ながら腐敗問題も同時に発生した。岸本は粵海関稅務司代行の藤崎銳樹に「不正行為だが、処罰するに足る十分な証拠がないもの、あるいは、その廉潔さを疑うべき理由がある関員について、報告する」<sup>(56)</sup>よう要求している。そこで藤崎は、香港から広州に「30包の絹糸、人造絹糸と綿布（法幣52.674元の価値）」を密輸したことに関わる事件を報告した<sup>(57)</sup>。華南の海関の腐敗問題は、華

北や華中に比べても、明らかに最も深刻だった。その根本的な原因は、華南地域の第23軍が恣意的に占領権を行使することであった。例えば、第23軍は、「偽の準備券一千万円を運び、〔広州の〕街中で使用」しようとしていた<sup>(58)</sup>。

このようにいくつかの大きな問題に直面していたが、岸本広吉にとって最も重要な問題は、やはり華南地域の貿易を回復することであった。もし岸本が海関の独立行政の地位を保持しようと考えるのであれば、その最も有効な方法は、汪政府に安定した関稅収入を提供することだったのである。そのためには、南方作戦のために運営を停止していた江門、拱北、九龍の各関が、元々の貿易量を回復するべく準備を進める必要があった。このような状況において、岸本広吉が最初に着手したのは、戦争による損害が比較的少なかった江門と拱北の貿易再開であった。粵海関から副海関長浜野憲郎、黒沢俊雄と江藤一男が、在廣州日本総領事館からSato<sup>(59)</sup>が派遣されて調査した後、「1942年5月1日に江門が再度開かれた」。だが、江門が独立した海関になるか、分関であるべきかについて、浜野憲郎は次のように提言している。

一、もし、独立海関にするならば、海関長と各科の責任者を任命しなくてはならない。それは、不必要な支出をとまなう。将来、江門の稅取は、おそらく人件費を賄うには不足するだろう。二、もし、粵海と江門の関員を別々にすると、臨時に必要な場合、粵海の関員を江門に派遣するのは困難である。なぜなら、粵海と江門関は、総稅務司署に申請し、配置移動令を得た後でなければ移動が出来ないからだ。それゆえ私は、江門関は分関になるか、あるいは粵海関の下に置かれることを提言する。そうすれば、私が管理する関員が、二カ所の間を自由に移動出来るからだ。あなたは、九龍関貿易について調査するよう私に命じられた……<sup>(60)</sup>。

珠江の河口右岸の江門と拱北の貿易量は、左岸の九龍関に遠く及ばなかった。浜野憲郎が江門と拱北を調査中、「日本憲兵はすでに、九龍の貿易再開は許可しないと通知して来た」<sup>(61)</sup>。他方で、藤崎銳樹は、

左岸の「深圳関站」の再開と「香港の国境貿易再開」を計画していた。もし、深圳関站を再開すれば、海関は日本憲兵に対して、九龍に「広深連繫弁公室」を設置するよう説得し、将来の九龍関再開の基礎とすることも出来たからである<sup>(62)</sup>。その後、1942年6月に南方作戦が終了すると、「日本憲兵は、広州－香港間の貿易再開を計画した」<sup>(63)</sup>。これに対し、粵海関から派遣された黒沢俊雄は、深圳宝安を調査した結果、関站開設は望ましくないとの結論を出した<sup>(64)</sup>。だが、藤崎鋭樹は、日本憲兵の求めに応じるため、「もし関站を再開するなら、関員の規模は、最も経済的な程度にまで縮小すべきである」<sup>(65)</sup>と提言した。同年7月、黒沢俊雄は再度九龍に行って海関再開の可能性を調査した結果、やはり再開は不可能だと考えたが、在広州日本総領事館は1942年末までに海関を再開しなければならないと表明した<sup>(66)</sup>。

12月になり、山田直志が再度調査に赴き、貿易再開を確実に保証するため、「日本軍特務組織の沢機関」と「三廠（Sam chong）憲兵本部」を訪問して、沢機関の憲兵連絡官Ibaragi<sup>(67)</sup>とFukui<sup>(68)</sup>領事に話をつけた後<sup>(69)</sup>、「海軍武官府を訪ね、密貿易の捜査について話し合った」<sup>(70)</sup>。岸本広吉は、最後にはやはり日本憲兵の決定を尊重して、広州－香港間の貿易を再開し、江門、九龍と拱北関站を復活させた。同時に、粵海関員の専門的な判断を尊重して、粵海関長の人事管理を簡便にするべく、全ての関務を粵海関の下に置いた。

華中海関の問題は、華北や華南ともさらに異なっていた。汪政府が直接統制下に置き、人口が多く物産も豊かな地域である華中の問題は、一、課税基盤をいかにして拡大するか。二、華中関員が大後方に逃走するのをいかにして解決するか（華北や華南に比べ、華中地域では関員は容易に大後方へ逃走することが出来た。華北は交通が不便であり、華南では、広東省と広西省の間で日本軍が固守する前線を通過しなくてはならなかったからである）、であった。

汪政府は、メーズ時代に重慶政府に利益をもたらした税務政策を修正する他、財源を拡大するため、税務総局を設立して、「桐油、茶葉、

豚毛、羽毛に対して臨時特税を課税」し、価格の10%から20%を徴収した<sup>(71)</sup>。こうした方針の下で岸本広吉は、各海関に対し、「海関は臨時特税を直接徴収はしないが、もし、海関長のいる港にまだ稅務分局が設立されていないならば、海関長は臨時特税を徴収する必要がない。しかし、稅務分局がすでに設立されているなら、臨時特税を徴収する必要があるので、海関長は稅務分局に必要な援助を提供しなければならない<sup>(72)</sup>と命じている。そして、「国産・外国産の砂糖類」に「12%の臨時特税」、「石鹼製品全てに70%の臨時特税<sup>(73)</sup>」、「酒類商品に400%の臨時特税<sup>(74)</sup>」、「麦粉に100%の臨時特税<sup>(75)</sup>を課した。

しかし、汪政府が新しく開拓した最大の財源は、臨時特税ではなく、省間貿易における転口税であった。太平洋戦争勃発前、中国に輸入される貨物は、中国のどの開港場においても通関させることができた。だが、戦争勃発後、汪政府は密貿易取締りのため、国際貿易は沿岸の開港場からのみ通関することを許可した。そのため、長江の開港場は、みな転口稅局と転口稅徴収所へと変わった。そこで、岸本広吉は、江漢関<sup>(76)</sup>、杭州関<sup>(77)</sup>、蘇州関<sup>(78)</sup>、安慶関<sup>(79)</sup>、蚌埠関<sup>(80)</sup>に転口稅局を設立し、南京、蕪湖<sup>(81)</sup>、寧波<sup>(82)</sup>に海関転口稅徴収所を設立した。

これら転口稅局と徴収所の主要な目的は、太平洋戦争による国際貿易衰退に対応するために財源を創出するというものであったが、その他、メーズの時期に重慶政府にとって有利に設定された転口稅に対処することも想定されていた。例えば、1938年に重慶国民政府の財政部は、「およそ蕎麦糠、高粱、トウモロコシ、粟、豆餅、棉子餅、落花生餅、菓子餅とその他の子餅（碎餅と粉を含む）、および稅則でまだ指定されていない雜穀と雜穀粉、また各種国産肥料については、開港場を行き来するものを除き、この命令が到着した日から、一律に転口稅を免除する<sup>(83)</sup>と発表した。メーズは、これらの政策を継続的に執行していたが、岸本広吉の就任後、汪政府は当然これらの「転口稅免除」政策を全て廃止した。その後、輸出稅の稅金払い戻しやその差額についても、岸本はやり方を改訂した。すなわち、メーズの時代は、どの

海関においても、輸出税や差額の払い戻し手続きを行うことが出来たが、岸本はこれを、「元々出港した海関でのみ手続きを行うことが出来る」<sup>(84)</sup>ように改めた。そのようにすることで、商人が重慶海関から輸出した後、岸本の海関で税金払い戻しの手続きを行うことを防止出来たのである。そのため、汪政府はただちに転口税の税率を上げ、「海関が輸出税および輸入税を徴収する際、従来はいずれも数量によってかける税〔従量〕と価格によってかける税〔従価〕の区別があったが、本部は税率を調整し、国庫を豊かにするという見地から、輸入税の従量税に30%の臨時附加税を加え、転口税の従量税に100%の臨時附加税を加えることにした」<sup>(85)</sup>。だが、汪政府の関税の中に「従価」と「従量」の二つが同時に存在したことは、結局徴税上の困難をもたらしていた。そこで、岸本は、「本年七月一日から、現行の転口税則の中で従量税としていたものを廃止し、一律に従価による徴税と改めるべきある」、  
「従価の5%を徴税する」、  
「新税率施行後、転口税従量税の100%を臨時附加税とする現行の制度は廃止すべきである」、  
「現行の転口税則（民国二十六年の転口税則）が最初に制定した従価税率は変更せず、従価徴税貨物の価格見積もり法もそのままとする」との提言を行った<sup>(86)</sup>。半年後、岸本はさらに輸入税の税率調整にも乗り出した：

- 一、従価税率は、5%、10%、15%、20%、25%、30%、40%、50%、60%の九級に分かれる。
- 二、重要な産業資源開発用物資および生活必需品の税率は削減し、生活に差し迫った必要のない物資の税率は上げる……。
- 三、現行の、輸入税の税率に応じて徴収している5%の水害附加税と5%の関税附加税、輸入従量税の30%の臨時附加税は、全て免除を求める。
- 四、従価徴税貨物の納税価格は、開港場において通用している貨幣でこれを計算することにし、海関の金単位制度は廃止する。
- 五、従価徴税貨物の納税価格は、市場価格から適当な利得、費用と関税を除いた額を基準とする。ただし、実際の陸揚げ価格

と上述の納税価格の間に大きな差がない場合は、陸揚げ価格を採用しても良い<sup>(87)</sup>。

実際、岸本広吉の輸入税改革は、近代中国史の中で非常に積極的な意義があった。それは、中国の関税が19世紀の中英天津条約での「従量」徴税から「従価」徴税へと最終的に変わったことを意味していたのである。1842年の中英南京条約が調印された後、中国の対外貿易では、当該時点の商品価格の5%を基準とし、輸出入品に対して従量税が課されていた。もともとこの5%の従量税は19世紀半ばにおいては、比較的先進的なやり方であった。なぜなら、当時は商品価格が不透明だったため、従価徴税は商人の脱税行動につながりかねなかったからである。しかし、同時に従量税は次のような多くの問題を招いた。

- 一、物価は自然に上昇するため、1843年に制定された従量税を数十年後の価格が増えた商品にそのまま課する場合、徴収された税額は商品価格の5%より低くなる。
- 二、もし中国が自由に従量税を上げられるなら、前述の問題は解消されるはずであるが、協定関税と最恵国待遇の掣肘により、中国側は単独で関税の引き上げができない。このため、「北京議定書」の第六条は「現行輸入税率ヲ現実五分税ニ引上ル」<sup>(88)</sup>と規定し、さらに1902年に「統修増改各国通商税則」(Revised Import Tariff Agreement)<sup>(89)</sup>が批准された。しかし、新しい税則は依然として従量税であり、問題は未だに解決されていなかった。したがって1925年、中華民国臨時執政府臨時執政段祺瑞は再び関税自主会議を開き、関税の引き上げを企図することとなった。

国民政府は1931年に正式に関税自主権を獲得したが、その徴税の形式はやはり従量税であった。1930年代に入ると、各国政府は調査と統計によって物価の変動を的確に把握できたため、すでに従量税の形式をとる必要性はなくなっていた。しかし、中国海関では慣行が踏襲され、従価税に一本化する改革は行われなかった。そうすると、物価の

上昇による実際の関税収入の減少を防止するためには、中国政府は定期的に従量税を上げなければならない。つまり岸本広吉のやり方は、従量税を徹底改革し、商品の数量ではなく、価格を基準に課税を行うものだったのである。従価税への一本化という時代の潮流の中で、中国海関においてこの改革は必要不可欠のものだった。

### (3) 日本人関員の結末

1943年10月、重慶政府と米国政府が日本に対して反撃に転じたことにより日中戦争の戦局は逆転し、岸本の海関運営に大きな打撃をもたらした。

重慶と汪政府が両立不可能な対立関係にある中、岸本広吉が直面した最大の問題は、関員が相次いで退職したことである。情勢が日に日に困難なものとなっていく中で、岸本広吉が採用したやり方は海関の規模を急速に縮小するというものだった。岸本は同時に、総稅務司署と地方海関の内部の不必要な部門を廃止した。1945年に入って日本の敗北はすでに決定的となる中で、岸本は、まず、「東海、厦門の兩関が設置した海務科は廃止する必要がある」<sup>(90)</sup>とし、その後、「総海務官、江務官、副江務官、江務事務員、総港務官、港務官、副港務官、および港務事務員等を廃止」<sup>(91)</sup>した。

しかし岸本は、中国海関を離れる前に、六千名余りの関員の給与と配置の問題を処理しなければならなかった。この問題をめぐっては、彼にとって最も重要な日本人と中国人の処長二名が、厳しく対立した。財務処長の裘倬其と人事処長の井戸川一である。日本軍の最終作戦のための資源を守るため、井戸川は可能な限り海関の支出を抑制しようとした。裘倬其はこれに断固として反対したが、岸本は日本人として、やはり日本軍に屈服するほかなかった。彼は、井戸川の提言を採用し、1001名の日本人関員に離退職金を発給した後<sup>(92)</sup>、8月23日に辞職した。岸本は裘倬其を総稅務司に任命したが、裘は拒絶し、重慶政府が人員を派遣して上海総稅務司署を接収するまで、財政処長として総稅

務司職を代行した<sup>(93)</sup>。

1945年9月2日、丁貴堂とR. G. エベレスト (R. G. Everest) が上海に到着し、上海総税務司署を接収した<sup>(94)</sup>。丁が上海に現れる前、日本人関員たちは、「海関の隅々までしっかりと守って」おり、地方海関では、日本軍も海関資産の保全に協力していた。

## 結 論

膨大かつ詳細なことで知られる海関資料にあって、海関内部の公文書による討論の中で、岸本広吉が意見を表明している事例は少ない。ちなみに筆者は岸本広吉が残した個人的な書簡をまだ一通も目にしたことがない。だが、岸本の下で働いた中国人関員たちはみな、彼が叡智を具え、思いやりと節度があって有能な関員であったと回想している。糧倉作助の下で勤務した王文挙は岸本を「聡明で、政治上の嫌疑を免れた」<sup>(95)</sup>と評価していた。林樂明は、「岸本は仲介者としての微妙な立場を利用し、中国人幫弁の張鴻奎を日本憲兵隊から救出した」<sup>(96)</sup>と指摘する。一方、海関檔案から子細に岸本広吉を観察すると、彼が様々な困難や危険に立ち向かっていった様子が分かる。1937年の日中戦争勃発後、英国人総税務司メーズと日本人総務科税務司岸本広吉という二人の総税務司の庇護の下で、中国人関員たちは、日本への直接的な協力に従事することから免れていた。真珠湾攻撃が勃発するとメーズは免職され、次いで総税務司となった岸本広吉が行った改革は、19世紀から残されて来た時代遅れの弊害を数多く修正するものであった。彼が行った施策は日本や汪政府にある程度有利なものではあったが、それと同時に、中国人関員をできる限りで保護しようとしたものでもあったことがうかがえる。

表面的には、岸本広吉は汪政府に忠誠を尽くしており、駐華日本軍の利益と衝突することはなかったように見えるかもしれない。しかし、實際上、華中でこそ海関と日本軍との衝突は比較的少なかったものの、華南の海関では衝突が極めて多く発生した。さらに華北について見れ

ば、岸本の海関は華北政務委員会から苛斂誅求を受けた。上述の問題は、岸本の置かれた苦境を完全に反映していた。

1941年を英国勢力が中国海関から「完全撤退」した年ととらえるなら、1945年は日本勢力が「完全撤退」した年である。岸本は、中国人関員に離退職金を支払わなかったが、日本人関員全員を解雇し、総稅務司の地位からも完全に退いた。彼の離職時、海関の制度は保全され、檔案は取り揃えられていたため、上海總稅務司署を接收した丁貴堂は、海関およびその独特な管理制度はなおも存在の価値があると国民政府に証言することとなったのである。

岸本と日本人関員が、汪政府と駐華日本軍による圧力の下でも大局の安定を維持させるべく尽力して来たこともまた、否定できない。日本人関員の大部分は日中戦争が始まる前から中国海関に勤務しており、中には、辛亥革命の前から勤務していたベテラン関員すらいた。彼らの勤務の成果と中国海関に対する貢献は、1941年から1945年までの行為のみによって功罪を結論づけられるものではない。日本人関員の中には、井戸川一のように日本軍の利益維持に努めた者もいたが、岸本広吉に近い考え方で、公務に励み法律を遵守する立場から、海関においてその職責を果たし、戦争の一日も早い終結を期待していた者も少なくなかった。結局のところ、当時の状況の中では、全ての人々が二つの最悪な選択肢の中から、幾分かはましな方を選択するほかなかったのである。

## 註

- (1) 1970年代から80年代にかけて、ジョン・フェアバンクの指揮による研究グループがハートの書簡と日記を取り扱ったプロジェクトを指すものである。
- (2) 代表的な論著：Robert Bickers, "Purloined Letters: History and the Chinese Maritime Customs Service," *Modern Asian Studies* 40, 3 (2006), pp. 691-723; "The Chinese Maritime Customs at War, 1941-45," *The Journal of Imperial and Commonwealth History* 36, 2 (2008), pp. 295-311; Hans van de Ven, *Breaking with the*

*Past: The Maritime Customs Service and the Global Origins of Modernity in China*  
(Columbia University Press, 2014).

- (3) 詹慶華『全球化視野・中国海関洋員と中西文化伝播 1854-1950年』（北京：中国海関出版社，2008年）。
- (4) 呉松弟・方書生「一座尚未充分利用的近代史資料宝庫：中国旧海関係出版物評述」『史学月刊』3（2005年），83-92頁。
- (5) 濱下武志「海関洋員回顧録与第二代海関史研究」『国家航海』第16輯（上海：上海古籍出版社，2016年，200-216頁）。なお，第一代の海関研究は，1970年代に東アジア地域の經濟史研究者が行った海関の貿易統計データを用いた地域經濟研究である。例えば，濱下武志『中国近代經濟史研究：清末海関財政と開港場市場圏』（東京：汲古書院，1989年）。
- (6) 本稿では「海関職員」の中国語表現「関員」をそのまま用いる。
- (7) 岸本広吉は1883年生まれ，神戸出身，1905年東京高商卒（帝国秘密探偵社編『大衆人事録 第14版 外地，満・支，海外編』，東京：帝国秘密探偵社，1943年，支那40頁による）。1905年に四等三級の幫弁として海関に入り，1921年に副稅務司，1925年には稅務司に昇格した（Statistical Department of the Inspectorate General of Customs ed., *Documents Illustrative of the Origin, Development, and Activities of the Chinese Customs Service*, Shanghai: Statistical Department of the Inspectorate General of Customs, 1939, vol. IV, 609f.による）。
- (8) 高柳松一郎『改訂増補支那関稅制度論』（京都：内外出版株式会社，1926年），215-216頁。
- (9) 高柳前掲註（8）書199-200頁。
- (10) N. Clifford, “Sir Frederick Maze and the Chinese Maritime Customs, 1937-1941”, *The Journal of Modern History* 37, 1 (1965), p. 29.
- (11) Bickers, Robert, “Anglo-Japanese Relations and Treaty Port China: The Case of the Chinese Maritime Customs Service” in Antony Best (ed.), *The International History of East Asia, 1900-1968: Ideology, Trade and the Quest for Order* (Routledge: 2010), pp. 35-56.
- (12) 陳詩啓『中国近代海関史』（北京：人民出版社，1999年）。

- (13) 例えば、文松『近代中国海関洋員概略：以五任総稅務司為主』（北京：中国海関出版社，2006年）。
- (14) 孫修福『中国近代海関首腦更迭与国際關係：「国中之国国王」登基内幕』（北京：中国海関出版社，2010年），335-350頁。
- (15) 飯島涉「高柳松一郎与中国海関」呉倫霓霞，何佩然編『中国海関史論文集』（香港：香港中文大学出版社，1997年），31-45頁。
- (16) 久保亨『戦間期中国「自立への模索」——関稅通貨政策と經濟發展』（東京：東京大学出版会，1999年）。
- (17) 吉井文美「日本の中国支配と海関政策の展開——人事問題を中心として」『日本歴史』第865号，2020年6月。
- (18) ハート時代から海関の人事において多国籍の関員が採用されており，それは海関の独立性を保つ鍵となっていた。具体的にはBickers前掲註（11）論文pp. 39-40を参照。
- (19) この他，台湾関稅総局図書館特蔵室のLittle's Correspondence，上海図書館所蔵の岸本広吉総稅務司署題名録（1942-1944年），編纂資料『帝國主義与中国海関』第15編『一九三八年英日關於中国海関の非法協定』と中国海関の出版物を使用する。
- (20) N. Clifford前掲註（10）論文，p. 29.
- (21) マイヤーズから日本駐天津総領事堀内宛書簡，1937年10月22日。『帝國主義与中国海関』第15編，『一九三八年英日關於中国海関の非法協定』，16頁。
- (22) Statistical Department of Inspectorate General of Customs ed., *Service List, 1940* (Shanghai: Statistical Department of Inspectorate General of Customs, 1940), pp. 199-234.
- (23) 総稅務司通令，第3908号，1940年2月6日。
- (24) 『一九三八年英日關於中国海関の非法協定』，183-184頁。岸本広吉密節略，1940年2月20日。
- (25) SOAS, PPMS2 IG Personal Correspondence Volume 8, 汪政府財政部長周仏海命令第2号，1940年4月3日。
- (26) 1941年4月2日，蔡德金編『周仏海日記』（北京：中国社科院出版社，

1986年) 卷一, 489頁。

- (27) 1941年4月21日, 1941年5月4日, 蔡徳金編『周仏海日記』, 500, 507頁。
- (28) 財政部長命令, 関字第378号, 1941年12月10日。総務司岸本広吉通令, 第5770号, 1941年12月11日。
- (29) 総務司岸本広吉通令, 第5772号, 1941年12月24日, 第二檔案館, 679(9)5379 Inspector General's Circulars Kishimoto Inspectorate, Nos. 5770-5818, 1941-1942.
- (30) 広東省檔案館, 94-1-455, 岸本広吉呈財政部及関務署文 1941年12月27日。
- (31) 丁貴堂自白書, 1947年1月4日。第二檔案館, 679(6)652裘倬其沈博塵敵撤職及沈博塵控告丁貴堂等。
- (32) 第二檔案館, 679(1)4202 丁貴堂資歴卷, IG Order No. 48, 1943年3月1日。
- (33) Yeh Yuan-chang, *Recollections of a Chinese Customs Veteran* (Hongkong: Privately published, 1976), p. 90.
- (34) 総務司岸本広吉通令, 第5828号, 1943年3月1日。
- (35) 総務司岸本広吉通令, 第5793号附件, 汪精衛国民政府行政院財政部訓令関字第35号, 1942年1月31日。
- (36) 第二檔案館, 2085 47 各関密呈摘要; 岸本広吉から汪精衛宛, 第A169号, 1942年4月29日。
- (37) 総務司岸本広吉通令, 第5799号, 1942年7月24日。
- (38) たとえばDeputy CommissionerがCommissionerを, あるいはFirst AssistantがDeputy Commissionerを代行していた場合には, Acting CommissionerやActing Deputy Commissionerと記載された。しかし, その関員の官位は, 依然として元のFirst Assistantのままであった。
- (39) 王良「外班華員倶楽部産生之前因後果」『関声』第3卷第9期, 1934年6月。
- (40) 「海関外班華員倶楽部請求書全文」『関声』第5期, 1928年6月。
- (41) 第二檔案館, 679(9)2112 丁貴堂考察欧美関政報告, 1935年9月1日。
- (42) 同上。

- (43) 総務司岸本広吉通令, 第5786号, 1942年4月3日。〔 〕内は引用者による補足。
- (44) 総務司岸本広吉通令, 第5810号, 1942年10月5日。
- (45) 総務司岸本広吉通令, 第5781号, 1942年3月7日。
- (46) 総務司岸本広吉通令, 第5798号, 1942年7月14日。
- (47) 総務司岸本広吉通令, 第5845号, 1943年8月31日。
- (48) 総務司機要通令第184号附件, 上海区海関全体華関員工呈総務司文, 1946年1月10日。
- (49) 第二檔案館, 2085 47 各関密呈摘要, Tientsin Commissioner to I. G. Kishimoto, 6 August 1942.
- (50) 第二檔案館, 2085 47 各関密呈摘要, 青島関稅務司から総務司岸本広吉宛, 1942年4月17日。
- (51) 第二檔案館, 2085 47 各関密呈摘要, 青島関稅務司から総務司岸本広吉宛, 1942年10月30日。
- (52) 第二檔案館, 2085 47 各関密呈摘要, 東海関稅務司から総務司岸本広吉宛, 1942年4月24日。
- (53) 第二檔案館, 2085 47 各関密呈摘要, 津海関稅務司から総務司岸本広吉宛, 1942年4月1日。
- (54) 第二檔案館, 2085 47 各関密呈摘要, Tientsin Commissioner to I. G. Kishimoto, 7 November 1942.
- (55) 第二檔案館, 2085 47 各関密呈摘要, 瓊州関稅務司から総務司岸本広吉宛, 1942年1月27日。
- (56) 広東省檔案館, 94-1-455, IGS No. IGS Letter No. 10/2nd Series, Kishimoto to Fujisaki, 23 February 1942.
- (57) 広東省檔案館, 94-1-455, IGS No. 205, T. Fujisaki to Kishimoto, 23 March 1942.
- (58) 重慶市檔案館, 題名: 關於抄送敵海軍反对偽中儲券在広州流通情形情報致中央銀行の函。檔号: 02820001000660100225000, 内容: 四聯總処致中央銀行業務局 総号7383号, 1942年5月15日。

- (59) 漢字表記不明。
- (60) 広東省檔案館, 94-1-455, IGS No. 210, 23 April 1942.
- (61) 広東省檔案館, 94-1-455, IGS No. 210, 23 April 1942.
- (62) 広東省檔案館, 94-1-455, IGS No. 216, 22 May 1942.
- (63) 広東省檔案館, 94-1-455, IGS No. 220, 10 June 1942.
- (64) 広東省檔案館, 94-1-455, Memorandum from Kurosawa, 6 June 1942.
- (65) 広東省檔案館, 94-1-455, IGS No. 220, 10 June 1942.
- (66) 広東省檔案館, 94-1-455, IGS No. 227, 14 July 1942.
- (67) 漢字表記不明。
- (68) 漢字表記不明。
- (69) 広東省檔案館, 94-1-455, Yamada Memorandum, 26 December 1942.
- (70) 広東省檔案館, 94-1-455, Yamada Memorandum, 30 December 1942.
- (71) 総稅務司岸本広吉通令, 第5784号附件, 国民政府行政院財政部訓令関字第77号, 1942年3月10日。
- (72) 総稅務司岸本広吉通令, 第5784号, 1942年3月27日。
- (73) 広東省檔案館, 94-1-309, 粵海関長藤崎銳樹, 総字第5540号函, 1942年1月6日。
- (74) 広東省檔案館, 94-1-309, 粵海関長藤崎銳樹, 総字第5539号函, 1942年1月5日。
- (75) 広東省檔案館, 94-1-309, 粵海関長藤崎銳樹, 総字第5541号函, 1942年1月15日。
- (76) 総稅務司岸本広吉通令, 第5836号, 1943年4月28日。
- (77) 総稅務司岸本広吉通令, 第5846号, 1943年8月31日。
- (78) 総稅務司岸本広吉通令, 第5849号, 1943年10月11日。
- (79) 総稅務司岸本広吉通令, 第5685号, 1944年1月17日。
- (80) 総稅務司岸本広吉通令, 第5876号, 1944年5月16日。
- (81) 総稅務司岸本広吉通令, 第5835号, 1943年4月27日。
- (82) 総稅務司岸本広吉通令, 第5839号, 1943年5月20日。
- (83) 総稅務司通令第5701号附件, 財政部代電第11892号, 1938年7月5日。

- (84) 総務司岸本広吉通令, 第5785号, 1942年4月2日。
- (85) 総務司岸本広吉通令, 第5778号附件, 汪精衛国民政府行政院財政部訓令関字第14号, 1942年1月17日。
- (86) 総務司岸本広吉通令, 第5842号, 1943年7月3日。
- (87) 総務司岸本広吉第5873号通令附件, 総務司呈関務署文第353号, 1944年1月21日。
- (88) JACAR (アジア歴史資料センター) : A03033524600, 枢密院会議筆記・一, 清国義和団事変ニ関スル北京議定書及関係書類 (外務大臣報告)・明治三十四年十二月七日 (国立公文書館)。
- (89) The Statistical Department of the Inspectorate General of Customs, *Treaties, Conventions, etc., between China and Foreign States*, vol. 1, 2nd edition (Shanghai, the Statistical Department of the Inspectorate General of Customs, 1917), pp. 593–642.
- (90) 総務司岸本広吉通令, 第5905号, 1945年5月15日。
- (91) 総務司岸本広吉通令, 第5909号, 1945年6月16日。
- (92) 総務司岸本広吉機要通令, 第189号, 1945年7月25日。第二檔案館, 2085 69 汪偽海関機要通令底稿, IGS No. 2, 丁貴堂から李度宛, 15 September 1945. 第二檔案館, 679(9)4 DIG IGS Letters to Chungking.
- (93) 総務司岸本広吉通令, 第5918号, 1945年8月23日。第二檔案館, 679(1)9152 袁倬其資歷卷。
- (94) 第二檔案館, 679(9)4 DIG IGS Letters to Chungking, IGS No. 2, 丁貴堂から李度宛, 1945年9月15日。
- (95) 王文举『濫籌海関四十年』, 出版地・出版者不明, 1969年, 56頁。
- (96) 林樂明『海関服務三十五年回憶録』(香港: 龍門出版社, 1982年), 23頁。

(上海交通大学歴史系教授)・(上海交通大学人文学院博士後期課程)

表 1  
1940, 1942, 1943, 1944 年の海関における日, 中, 外国籍内班関員

メーズ時代の 海関官級	岸本時代の 海関官級	中国籍 給与	外国籍 給与	1940			1942			1943			1944			
				日本	中国	外国	日本	中国	外国	日本	中国	外国	日本	中国	外国	
税務司	税務司	一級	1250	1875			18									
		二級	1100	1650	3	4	7	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		三級	1000	1500			6									
		四級	900	1350			6									
副税務司	副税務司	700	1050	3	11	17 1 6	7	16	3	7	14	3	8	11	1	
特等幫弁, 一級, 二級	設置せず			0	1	3 0 2	設置せず									
超等幫弁, 超級, 甲級, 乙級	税務官	一級	650	975			9									
		二級	600	900	0	53	3	1	45	4	1	46	4	0	54	3
		三級	550	825			4									
一等幫弁, 甲級, 乙級	税務官	四級	500	750	1	68	1 0 2	4	43	0	4	47	0	6	40	0
		五級	450	675			2									
二等幫弁, 甲級, 乙級	税務官	六級	400	600	0	62	0 0 0	12	36	0	11	37	0	21	48	0
		七級	350	525			0									
三等幫弁, 甲級, 乙級	副税務官	八級	300	450	2	29	0 0 0	24	31	0	26	42	0	24	49	0
		一級	250	375			0									
四等幫弁, 甲級, 乙級	副税務官	二級	200	300	0	4	0 0 0	15	6	0	33	8	0	30	6	0
		三級	175	274			0									
等級外 及署理幫弁	未設置				37	3	0 0 0	設置せず								

注：1940年の“外国”とはイギリス，アメリカ，その他の順で人数を表記している。

Source: *Service List, 1940* (Shanghai: Statistical Department of the Inspectorate General of Customs), 1-18.

表2：岸本広吉総稅務司時代（1942-1944）の總稅務司署・各地海關の主要関員

部署・海關名	職級	1942			1943			1944		
		姓名	国籍	入関年	姓名	国籍	入関年	姓名	国籍	入関年
總務處	処長	赤谷由助	日本	1907	杉基一	日本	1942	杉基一	日本	1942
	副処長	杉基一	日本	1942	応信濟	中国	1918	潘学瑜	中国	1918
秘書處	処長	杉山弥六	日本	1928	杉山弥六	日本	1928	杉山弥六	日本	1928
	副処長	江辰生	中国	1923	江辰生	中国	1923	江辰生	中国	1923
漢文處	処長	丁貴堂	中国	1916	劉丙彝	中国	1914	すでに廃止		
	副処長	劉丙彝	中国	1914	夏廷耀	中国	1915			
人事處	処長	裘倬其	中国	1915	裘倬其	中国	1915	裘倬其	中国	1915
	副処長	葉正吉	中国	1923	葉正吉	中国	1923	葉正吉	中国	1923
企画處	処長	本田忠雄	日本	1942	本田忠雄	日本	1942	すでに廃止		
	副処長	加藤銈一	日本	1926	加藤銈一	日本	1926			
審計處	処長	井戸川一	日本	1942	井戸川一	日本	1942	井戸川一	日本	1942
	副処長	陳任衡	中国	1914	陳任衡	中国	1914	陳任衡	中国	1914
財務處	処長	克羅邇	フラ	1912	克羅邇	フラ	1912	井戸川一	日本	1942
	副処長	陳瓊琨	中国	1921	陳瓊琨	中国	1921	伍漢	中国	1913
稅則處	処長	根岸欣三	日本	1926	三宅忠平	日本	1942	三宅忠平	日本	1942
	副処長	吳耀祺	中国	1919	吳耀祺	中国	1919	吳耀祺	中国	1919
緝私處	処長	本田忠雄	日本	1942	本田忠雄	日本	1942	本田忠雄	日本	1942
	副処長	V. Muling	エス	1918	V. Muling	エス	1918	錢宗起	中国	1920
統計處	処長	葉元章	中国	1917	葉元章	中国	1917	葉元章	中国	1917
	副処長	林国道	中国	1908	馬折善	中国	1915	任命せず		
海務處	処長	渡辺惣次郎	日本	1938	渡辺惣次郎	日本	1938	渡辺惣次郎	日本	1938
	副処長	P. I. Tirbak	南ス	1921	P. I. Tirbak	南ス	1921	P. I. Tirbak	南ス	1921
秦皇島關	海關長	中濱義久	日本	1940	藤崎銳樹	日本	1939	辨谷秀夫	日本	1943
	分關長	古賀龜男	日本	1907	安垣榮一	日本	1938			
津海關	海關長	黒沢二郎	日本	1939	黒沢二郎	日本	1939	小山田晃一	日本	1925
	副海關長	飯田謙	日本	1939	三由政一	日本	1943	三由正一	日本	1943
	北京分關長	原田信行	日本	1939	田中悌四郎	日本	1939	田中悌四郎	日本	1939
東海關	海關長	佐島忠夫	日本	1939	飯田謙	日本	1939	飯田謙	日本	1939
	龍口分關長	松岡憲二	日本	1939	劉謨瑋	中国	1932	劉謨瑋	中国	1932
	威海衛分關長	田中悌四郎	日本	1939	原田信行	日本	1939	原田信行	日本	1939
膠海關	海關長	石井孝助	日本	1915	石井孝助	日本	1915	藤崎銳樹	日本	1939
	副關長	A de Gherardi	イタ	1921	A de Gherardi	イタ	1921	二本彦一	日本	1916
江海關	海關長	赤谷由助	日本	1907	谷岡勝美	日本	1942	黒沢二郎	日本	1939
	副關長	小山田晃一	日本	1925	小山田晃一	日本	1925	盧壽汶	中国	1915
	南京転口稅徵收所長	奥田信清	日本	1938	廢止					
廈門關	海關長	K. E. Jordan	デン	1911	K. E. Jordan	デン	1911	K. E. Jordan	デン	1911
	副關長	中川陸三	日本	1917	中川陸三	日本	1917			
潮海關	海關長	高橋明	日本	1936	松岡憲二	日本	1939	高橋明	日本	1936

粵海関 兼管三水関	海関長	藤崎鋭樹	日本	1939	根岸欣三	日本	1926	根岸欣三	日本	1926	
	副関長	蕭廷均	中国	1907	蕭廷均	中国	1907				
	江門分関長	濱野憲郎	日本	1936	山田直志	日本	1939	根岸欣三	日本	1926	
瓊州関	海関長	原俊雄	日本	1938	原俊雄	日本	1938	原清治	日本	1942	
江漢関／ 江漢関 転口税局	税務官弁理 江漢関事務 ／主任	方博	中国	1930	末次晋	日本	1943	末次晋	日本	1943	
杭州関 転口税局	局長	未設置						中川陸三	日本	1917	
蘇州関 転口税局	局長 無錫分局長							森俊雄	日本	1944	
蚌埠関 転口税局	代理局長							陳関松	中国	1929	
安慶関 転口税局	代理局長							蟹江不二雄	日本	1944	
								芳尾得二	日本	1944	
海関転口税 徴収所 南京総所	所長 副所長	未設置				応信済	中国	1918	応信済	中国	1918
						奥田信清	日本	1938			
海関転口税 蕪湖徴収 分所	分所長					藤田巖	日本	1941	藤田巖	日本	1941
海関転口税 寧波徴収所	所長					三村平八	日本	1938	松崎進	日本	1938

出典：上海図書館『海関職員録』，第68期（上海：上海総税務司公署統計処，1942年）。

注：国籍の，フラ，エス，南ス，イタ，デン，はそれぞれ，フランス，エストニア，南スラブ，イタリア，デンマークを意味する。

The author argues that the dispute gave rise to a controversy over maritime sovereignty, which the three parties tried to resolve by way of the idea of territorial waters. Although that attempt was unsuccessful due to the ensuing gridlock, it enabled the Qing Dynasty to form a unique interpretation of territorial waters determined by international custom, due in part to the fact that the simple application of International Maritime Law was made impossible by the special case of foreign leased territory in the region under dispute.

Kishimoto Hirokichi: The Inspector-General of the Chinese Maritime  
Customs Service during the Second Sino-Japanese War

CHANG Chihyun and JIANG Shuiyao

The Inspector-General (IG) of the Wang Jingwei government's Maritime Customs Service, Kishimoto Hirokichi 岸本廣吉, was one of the most outstanding employees in the history of the Chinese Maritime Customs Service. He had the third longest years of service after Robert Hart and Frederick Maze among all the IGs and held the post of Chief Secretary for more than nine years, the longest term in history. His career demonstrated that an East Asian could be as successful as a Westerner in the Chinese maritime customs even before the Second Sino-Japanese War. During the 'Solitary Island' period of Shanghai, Kishimoto collaborated with Frederick Maze, the British IG at that time, for securing the integrity of the customs service. Having taken office as IG, Kishimoto initiated a series of reforms to the Wang Jingwei government's custom houses in the middle and lower Yangtze plains. The biggest challenges he had to stand up to were brought by the Northern Political Council in North China and the Japanese army in South China, both of which acted virtually independently. He managed, however, to maintain the status quo of the Wang Jingwei government's customs service until the end of the Second World War by using his best endeavours. Kishimoto paid off 1001 Japanese

employees during the final days but failed to do same for the other nationals. The present article will illustrate how Kishimoto, as the Japanese head of the British dominated Chinese institution, displayed his political flair in balancing the power of employees from the three countries and how he combined his own national identity and his sympathy to China.

A Short History of the “Tilasmī Aiyārī” Novel: The Rise and Decline of  
a New Trend in Hindi Literature in the Years around 1900

YASUNAGA Yuki

Towards the end of the 19th century, Hindi writer Devakīnandana Khatrī (1861–1913) incorporated the two motifs of the labyrinth (*tilasma*) and the master of deception capable of solving it (*aiyāra*) into his first novel entitled *Candrakāntā* (first published in 1892), an epic fantasy which opened up a whole new genre of popular Hindi fiction, called “Tilasmī Aiyārī upanyāsa,” which has been widely read ever since. Despite the plethora of similar works following Khatrī’s style, none were able to eclipse *Candrakāntā* and its 24-part sequel, *Candrakāntā Santati*. After a surge of Tilasmī Aiyārī novels during Khatrī’s lifetime, the number of new works began to decline during the early 20th century as realism came to dominate Hindi fiction.

The research to date on the Tilasmī Aiyārī novel has been limited to commentaries on Khatrī’s masterpieces and introductions to other authors adopting his style, while no authoritative bibliography has yet been compiled covering the whole genre. In response, this article is an attempt to clarify the history of the Tilasmī Aiyārī novel, as one breakthrough in the early stages of the development of the Hindi novel, based on the library catalogs created in the midst of British colonial censorship, which, while by no means complete, still make it possible to get some idea of circumstances surrounding Hindi publishing at that time. In addition to the available catalogs, advertisements